

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和4年4月25日(月)
午後1時30分～午後2時00分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	土方実加
委員	松岡 舟
委員	福田康知
教育長	金丸眞明

説明のため出席した者

教育部長	七座武史
総務課長	吉野隆志
学校給食センター所長	小松昌徳
学校教育課長	岩井俊明
総務課副課長	土井節子
学校教育課副課長	横山友亮
市民生活部長	田中壽紀
生涯学習課長	谷本智子
生涯学習課副課長	窪田美由紀

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第1号 専決処分の報告について(丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解
嘱及び委嘱)

- 報告第2号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）
- 報告第3号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）
- 報告第4号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）
- 報告第5号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）
- 報告第6号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）
- 報告第7号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
- 報告第8号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の委嘱）
- 報告第9号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）
- 報告第10号 専決処分の報告について（丸亀市地域学校協働活動推進員の解嘱及び委嘱）

5 報告事項

令和4年度運動会について

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。福田 康知委員、松岡 舟委員

7 議事の概要

午後1時30分 開会

報告第1号 専決処分の報告について

（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和4年4月1日付けの人事異動に伴い、市立小学校長の代表から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 2 号 専決処分の報告について

(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱)

[学校給食センター所長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市学校給食センター条例第 4 条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会委員のうち、令和 4 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、市立小学校長の代表及び市立中学校長の代表から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 3 号 専決処分の報告について (丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市教育研究所条例施行規則第 5 条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委員会委員が、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりましたので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 4 号 専決処分の報告について (丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員のうち、令和 4 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い 4 人の委員から辞任届が出されたため解嘱し、その残任期間について新たに 4 人の委員を委嘱するとともに、市内小学校に通級指導教室が新設されたため、委員を 1 名増員し、新たに委員を委嘱する専決処分を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

[教育長]

今年度から城坤小学校に通級指導教室が新しく設置されたということで、担当者もそこに 1 名増えて入っている。

報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校の管理運営に関する規則第 15 条から第 20 条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和 4 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う変更がありましたので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間、任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

報 5-3 教務主任のところだけ（教諭）と入れているのは、主幹教諭との対比で入れているのか。

〔学校教育課長〕

そうである。

報告第 6 号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立小・中学校における事務の円滑かつ適切な処理を行うため、丸亀市立小中学校事務共同実施要領に基づき、各小中学校を東地区・西地区・南地区・飯綾地区の 4 グループに区分し、各グループにグループリーダーを置いて、グループ内の事務職員に対する指導助言、書類審査、連絡調整等を総括していますが、令和 4 年 3 月 31 日をもってグループリーダーの任期が満了となりましたので、専決処分により新たに令和 4 年 4 月 1 日より 1 年間、グループリーダーを任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 7 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第 8 条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会の委員が、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりましたので、対象学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2

号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

「再」が入っていない人は、新しく人を増やしたものではなく、その役職の担当が変わったということか。

〔学校教育課長〕

そうである。

報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市学校結核対策委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市立学校結核対策委員会委員が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりましたので、各種団体からの推薦等に基づき、適任であると認められる 6 名を委嘱する専決処分を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和 4 年 3 月 31 日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 10 号 専決処分の報告について（丸亀市地域学校協働活動推進員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条に基づき委嘱している地域学校協働活動推進員に関し、コミュニティ及び小学校からの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和 4 年 3 月 31 日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3

条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔委員〕

地域学校協働活動推進員は、地区で何名までというのは決まっているのか。

〔市民生活部長〕

各地区1名以上ということで、上限の規定は設けていない。

〔委員〕

地域学校協働活動推進員と学校運営協議会委員との関係はどうか。地域学校協働活動推進員が学校運営協議会委員に入らないといけないとか、そういう関係やバランスはどうなっているのか。

〔学校教育課長〕

必ず入らないといけないという決まりは設けていない。

〔教育長〕

地域学校協働活動推進員が必ず入らなくてもよい。できるだけ1名は入ってほしいということか。

〔学校教育課長〕

そうである。

〔教育長〕

学校運営協議会と地域学校協働活動を並行して行うなかで、学校運営協議会の中に地域学校協働活動推進員が入って連携を持って活動してほしいということでできるだけ入ってほしいということである。必ず入るものとするとはしていないが、ほとんど入っていると思う。

8 報告事項

令和4年度運動会について

〔学校教育課長〕

運動会については、学校長とコロナ禍における運動会の在り方を相談し、種目を減らすなど規模を縮小することで準備を進めている。5月末から6月で行う予定だが、来賓については卒業式や入学式と同様にご案内しない予定であるので、ご理解いただきたい。

〔教育長〕

昨年どおりの形で行うということである。ただ、小手島は今年度で休校になる可能性があり、再開することがなければ小手島最後の運動会になるので、できれば今まで小手島に関わっていた方々をお招きしたいという地域と学校の意向があるようである。まだ正式には決まっていないが、知っておいていただきたい。

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は、令和4年3月12日から4月15日までで、後援申請が10件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認済みである。このうち、新規の申請は2件。

No.03089 香川県漆芸研究所の協力により公益財団法人中津万象園保勝会が主催して開催する、「受け継がれる讃岐漆芸」香川県漆芸研究所終了作品展」は、修了生らの若い感性が表現する讃岐漆芸の魅力を感じ取れる作品展である。開催期間は5月21日から7月3日までで、入館料は500円(小中生200円)である。

No.04001 高松市内の団体「お片付けの学び場。」が主催する、「捨てるにはもったいないモノ交換会」は、丸亀市内のEMクリーニング明治屋の共催でマルタスにおいて開催するものである。このイベントは、モノを捨てずに活かす環境3R活動の一環で、おしゃれアイテムや日用品等不要になった人から必要とする人へメッセージタグでバトンタッチする無料交換会である。SDGs やゼロカーボン、物を大切にすることを育てることにも通じることから、中学校を通じて中学生にチラシを配布する予定である。

特になし

9 閉会

午後2時00分